吸収分割に関する事後備置書類

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面並びに
会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2025 年 1 月 7 日

株式会社システムサポートホールディングス
株式会社システムサポート

2024年1月7日

吸収分割に関する事後開示書類

石川県金沢市本町一丁目5番2号
リファーレ9階
株式会社システムサポートホールディングス
代表取締役社長　小清水　良次

石川県金沢市本町一丁目5番2号
リファーレ9階
株式会社システムサポート
代表取締役社長　小清水　良次

株式会社システムサポートホールディングス（2025年1月1日をもって「株式会社システムサポート」から商号変更。以下「分割会社」といいます。）と株式会社システムサポート（2025年1月1日をもって「株式会社システムサポート分割準備」から商号変更。以下「承継会社」といいます。）は、2024年8月7日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2025年1月1日をもって、分割会社が営むグループ管理事業を除く事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、以下のとおりです。

１．本件分割が効力を生じた日

2025年1月1日

２．分割会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の２）

会社法第784条の2に基づき分割会社に対して本件分割の差止を請求した株主は、ありませんでした。

(2) 株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

分割会社は、2024 年 12 月 4 日、本件分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を株主に対して公告しましたが、所定の期間内に株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

本件分割に際して、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3．承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 に基づき承継会社に対して本件分割の差止を請求した株主は、ありませんでした。

(2) 株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

分割会社は承継会社の特別支配会社であるため、承継会社は会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2024 年 11 月 1 日、本件分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう官報公告を行い、また、2024 年 11 月 1 日、知れている債権者には個別に催告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

４．本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割に係る吸収分割契約に基づき、分割会社のグループ管理事業を除く事業に関する権利義務を承継しました。

５．本件分割に係る変更の登記をした日

2025 年 1 月 7 日

６．前各項に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項

該当事項はございません。

以上